

鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会規約

第1章 総則

第1条 この協議会は、鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

第2条 協議会は、主たる事務所を鳥取県商工労働部雇用人材局就業支援課内に置く。

2 協議会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

（目的）

第3条 協議会は、観光・食・健康という成長が期待される分野において、新たなサービス産業を創出し、良質な雇用の場を創出するとともに、それを実現するために必要な雇用環境の整備、人材育成、人材マッチングを行い、正規雇用の創出と地域産業の活性化を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、地域活性化雇用創造プロジェクトその他協議会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 会員

（会員）

第5条 協議会は、次の区分に属する者により構成する。

- (1) 鳥取県
- (2) 市町村
- (3) 経済団体
- (4) 労働関係団体
- (5) 金融機関
- (6) 国の機関
- (7) その他協議会の円滑な運営や事業実施に必要と認められる者

2 各構成員において組織の改正、人事異動等があった場合は、その旨を速やかに協議会に報告するものとする。

第3章 役員

（役員及び職務）

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名程度
- (3) 監 事 2名程度

2 会長は、鳥取県商工労働部長とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長及び監事は、会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告しなければならない。

7 役員は非常勤とする。

(オブザーバー)

第7条 協議会は第4条に規定する事業に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長が会議に召集し、発言を求めることができる。

(選任等)

第8条 役員は総会において選出する。

2 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(構成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会の議長は、会長が務める。

(権能)

第10条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第11条 総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員若しくは監事から招集の請求があったとき、開催する。

(定数及び議決)

第12条 総会は、全会員の過半数の者の出席がなければ開催することができない。

2 総会の議事は、出席会員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された2人以上の議事録署名人が、署名、押印しなければならない。

第5章 財産及び会計等

(財産)

第14条 協議会の財産は、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

2 協議会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て別に定める。

(事業実施計画及び予算)

第 15 条 協議会の事業実施計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において、出席会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 16 条 協議会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、総会において、出席会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

第 6 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 17 条 この規約は総会において、出席会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければ変更することができない

(解散)

第 18 条 協議会は、全会員の 4 分の 3 以上の議決を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 19 条 協議会の解散のときに有する残余財産は、全会員の 4 分の 3 以上の議決を得て協議会と類似の目的を有する団体若しくは県に寄付することができるものとする。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 20 条 協議会の事業及び事務を実施するため、主たる事務所に事務局を設置する。
2 事務局の運営等に必要な事項は、会長が定める。

(備え付け書類)

第 21 条 事務局には、常に次に掲げる書類を備えておかななければならない。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類

第 8 章 補足

(委任)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、会長が定め、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。
- 2 この規約は、初めて提案される総会において承認を得るものとする。